

鎌倉市議会激変緩和削除事件に対する労働者への 救済命令を求める署名(団体署名)

《神労委平成 27 年（不）第 9 号鎌倉市（その 2）事件》

神奈川県労働委員会 御中

鎌倉独自の給与削減提案である「新たな人事・給与制度」が平成 26 年 1 月 27 日に鎌倉市長から提案され、約半年をかけて協議し、給与の削減とそれに伴う人事制度の改正及び激変緩和措置を行うことで合意しました。市長はこれを受け、9 月議会に条例改正の提案を行いました。議会総務常任委員会で市長提案から激変緩和を外した条例改正案が提出され全員賛成で可決。本会議で多数で可決されてしまいました。その後、市長は再議にかけましたが、事務手続きだけ行なうという形ばかりの再議により、修正された提案が議決されてしまいました。このことにより、激変緩和の対象者であった 408 名の職員(職員の 1 / 3)が緩和無しに賃下げされ、10%以上削減された職員が 105 人、最も減額された人で年収ベースにすると 17.9 %もの削減になりました。

この後、松尾市長は労使で向き合って解決することよりも、議会の反対勢力の発言ばかりを気にかけるようになり、平成 27 年 1 月 15 日特殊勤務手当の改正等についての交渉で、市長はそれまでの交渉の積み上げを覆し、自身の主張を最終提案として交渉を一方的に打ち切りました。(これについては平成 27 年 2 月 25 日に労働委員会に申し立てを行っており、すでに調査が始まっています。)

この様に、今回の松尾市長と教育委員長及び鎌倉市議会の激変緩和だけ外すという暴挙は、職員のモチベーションを著しく引き下げ、職員の生活を脅かすという点で重大です。鎌倉市職員労働組合と鎌倉市現業評議会は松尾市長の暴挙に強く抗議し、要求書を提出し、抗議と再協議を申し入れましたが、松尾市長は冷たくも再協議に応じない旨を文書で回答してきました。

今回の事件は、憲法に保障されている労働者の権利が自治体職員にも認められるのかどうかを問う重要な事件です。この事件が市職員の救済につながらなければ、地方自治体職員には「労働基本権は無い」ということになり、全国の自治体労働者が将来にわたって労働条件がいつ削減されるかわからない不安定な状態に置かれることになり断じて認めることは出来ません。労働者を守る立場での判断が求められます。

**鎌倉市議会による激変緩和削除の修正に対し、市職員が救済される
ような判断をお願いいたします。**

住所 _____
団体名 _____ 印
代表者名 _____

鎌倉市職員労働組合 執行委員長 芳賀 秀友
鎌倉市現業評議会 会長 加藤 洋二
鎌倉市御成町 18-10 TEL0467(23)1459 FAX0467(22)9841 Mail:LPA02008@nifty.com